

# 倉庫の無届解体問題調査特別委員会記録

開催日時 平成25年6月12日(水) 10:01~11:04

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長  
山下 力 副委員長  
大国 正博 委員  
太田 敦 委員  
田中 惟允 委員  
浅川 清仁 委員  
岩田 国夫 委員  
高柳 忠夫 委員  
山本 進章 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 なし

傍聴者 17名

議 事

- (1) 提出記録について
- (2) 平野クレーン工業(株)代表者について
- (3) 最終報告書(案)について
- (4) 今後の進め方について
- (5) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 ただいまより、倉庫の無届解体問題特別調査特別委員会を開会いたします。

岩田委員は、おくれるとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

また、本日の傍聴者は、現在12名でございます。

それでは、協議事項に入ります。初めに提出記録についてですが、前回の委員会で記録の提出を求めました資料をお手元に配付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。なお、この資料については、非開示情報が含まれております。従前の記録と同様の

取り扱いとなりますので、ご留意くださるようお願い申し上げます。

次に、平野クレーン工業株式会社の代表者についてですが、前回の委員会に証人として出席を求めましたが、出席されませんでした。これまでに、2月19日の第4回委員会では、業務出張のためと欠席届は出ておりますが、4月25日の第7回委員会では、海外出張のため、5月13日の第8回委員会では、多忙であるためとの連絡を受けておりますが、欠席届は提出されておられません。そして、前回、5月29日の第9回委員会では、欠席の連絡を受けておらず欠席届も届いておりません。

地方自治法第100条第9項において、正当な理由なく出頭しない場合、議会は告発しなければならないとなっております。

それでは、これまで4回の出席要求のうち、5月13日の多忙による欠席及び5月29日の無断欠席について、正当な理由はないものと認め、告発することについて、委員の意見を求めます。

何かご発言ございませんでしょうか。

○太田委員 教えてほしいのですけれども、今回、平野クレーン工業株式会社の社長が来られなかったことで告発するということと、当初、この平野クレーン工業株式会社の社長に関しては、今回の無届解体とのかかわりの中で、質問もこの場ですという予定はしていたのですけれども、告発することによって、こちらが当初質問しようとしていたことが明らかになるのでしょうか。そのこととは別のものになるのですか。その辺、教えていただきたいのですけれども。

○吉田議事課長 出頭しなかったことで告発しようとするのと、今、太田委員がおっしゃったできなかった質問が補充されるのかということですが、これは別のものであります。

したがって、告発したからといって、平野クレーン工業株式会社の代表取締役から今回の事案についての内容を聞く、あるいは聞けるということはありません。

○太田委員 告発は、これは地方自治法第100条に基づいてしかるべきだと思うのですが、同時に、ここにやはり証人として来てもらうことを追及すべきではないかと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○井岡委員長 何回も案内しておりますので、これ以上、向こうの意見としても出頭しないようなことを言われております、何回しても。

したがって、議会の百条委員会としては、そこまで発言を求めるという権限がございませんので、このようにさせていただいた次第でございます。

よろしいですか。

○川口委員 出席をされないということは、やはり、マナーに欠けると私は思うけれどね。ぜひ呼んで、さらに追及をしなければいけないという、内容は何なのかと。つまりは、この委員会が設置されるまでに、県が調べた内容とのかかわり合いにおいて、県の調査、あるいはまたいろいろな対応について、そしてまた今日までいろいろな人たちを呼んだ、それとのかかわり合いにおいてなお、これはぜひ聞かなければいけないと。ぜひ聞かなければ、この委員会の問うた意図が果たし切れないことなのかどうなのか、それとのかかわり合いで、マナーが悪いということは、これはもうはっきりしているわけだけれど、告発まですべき必要があるのかどうなのか。そこら辺の判断ですか、ということについて、少し私は思いが複雑です。

○井岡委員長 議事課長、もう一度地方自治法第100条の説明を。

○吉田議事課長 地方自治法第100条第9項によって、今、告発を検討するということではいただいているわけですがけれども、第9項は、議会は選挙人、その他関係人が第3項、または第7項の罪を犯したと認めるときは告発しなければならないとなっております。

この出頭の拒否につきましては、第3項に当たりまして、出頭または記録の提出の請求を受けた選挙人、その他関係人が、正当な理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処するとなっております、まず1つは、正当な理由があるのかないのかということ、正当な理由がないと判断するならば、告発しなければならないとなりまして、告発しなくてもいいというところには、なかなか持っていくにくい状況にあると思います。

○井岡委員長 ご理解願えますでしょうか。

○吉田議事課長 法に基づき対応しなければならないという1つの、議会としての何といいますか、義務というのでしょうか、しなければならないというところをそうご理解いただけたらと思います。

○井岡委員長 それでは、反対意見はございませんでしょうか。

簡易採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

採決は簡易採決により行いたいと思います。

それでは、お諮りします。

議長から平野クレーン工業株式会社代表取締役、●●●●氏に対し、5月13日及び5

月29日の委員会に出席を求めましたところ、出席しなかったことについて、正当な理由がないものと認め告発することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井岡委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、調査報告書(案)についてですが、まず、前回の委員会でお配りしました●●前技術管理課課長補佐の補充証言及び前環境政策課長の●●証人からの修正願について、それぞれ補充証言をもって十分な証言が得られたとし、また証言内容の修正を行ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井岡委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、お手元の資料1をごらん願います。前回、ご協議いただきました骨子項目(案)及び調査結果と対応(案)を含めまして、その具体の調査事項であります倉庫の解体工事の無届について、またアスベスト等の建設資材の適正な処理についてを柱に調査報告(案)を取りまとめております。

それでは、この調査報告案について、副委員長から説明していただきます。

○山下副委員長 座って失礼します。まず、過日の第9回調査特別委員会において、おおむねこの報告内容は、皆さんの前で明らかにさせていただいたところであります。その終了の際に、6月5日までにご意見があれば事務局まで提出していただきたいと確認させていただきました。その後、届けがございませんでしたので、私が過日報告した内容のご了解をいただいたと、こう解釈するところでございます。

そこで、るる報告書案としてまとめているところでもありますけれども、時間の関係もありますので、私からは、15ページ、(2)委員会の判断というところから読み上げて説明といたしたいと思えます。

(2)委員会の判断。①倉庫解体工事の無届けについて。ア、平野クレーン工業株式会社について。

1つ、建設リサイクル法が発注者責任を重んじていること、また法第10条第1項に基づく届け出義務を知らなかったと主張しているが、建設業を営む者としての規範意識に欠けるものである。

1つ、国土交通大臣の許可を受けた建設業者として、建設業法第19条第1項に基づく建設工事請負契約の相互交付義務違反、建設リサイクル法第13条第1項に基づく請負契

約に係る所要事項の書面記載、相互交付義務違反、同法第10条第1項に基づく届け出義務違反、地方自治法第100条第1項に基づく出頭請求に代表取締役が応じていないことから、建設業に係る法令遵守の認識が低いと言わざるを得ない。

1つ、今回の事案は、国土交通大臣許可の建設業者が、建設リサイクル法第10条第1項、第13条第1項、建設業法第19条第1項に違反した悪質な事案であり、告発すべきものとする。

1つ、道路法第24条承認申請について、開口部の幅及び集水樹の数が承認内容と異なっていることから、再度提出された図面に係る対応について、経緯等なお調査が必要である。

1つ、当時の土木部及び高田土木事務所の職員との不適切な事象は見られなかった。

1つ、なお、平成23年4月19日付土地建物売買契約書に係る不動産の評価との関連は、調査の対象外であると判断した。

イ、株式会社山崎産業について。

1つ、建設リサイクル法第12条第1項に基づく、同法第10条第1項に係る事項の説明義務違反、第13条第1項に基づく請負契約に係る所要事項の書面記載、相互交付義務違反、さらに建築基準法第15条第1項に基づく建築物の除去届の届出義務違反、その他、法令違反があり、法令遵守の意識が低い。

1つ、多数の解体工事の実績を有する建設業者であり、建物の一部を残すため、リフォーム、改修だと思って、届け出しなかった、あるいは高田土木事務所から指摘されるまで、解体とはわからなかった旨の発言は理解できない。

1つ、当委員会での証言内容があいまいであり、また、建設リサイクル法違反に関する文書処分の内容を記憶していないとする態度は、誠実さを欠き、奈良県知事認可の建設業者としての社会的責任を果たそうとはしていない。

1つ、仮設シートの設置や標識の掲示もなく、一切の写真や記録を残さず、一貫して無届けのまま解体工事を行ったものであり、工期を踏まえ意図的に行われたのではないかと思われる。

1つ、当時の土木部及び高田土木事務所の職員との不適切な事象は見られなかった。

ウ、県の対応についてであります。まず1番目に、事前に無届け解体を防止できなかったことについてであります。

1つ、歩道切り下げについての道路法第24条に係る承認申請は、事前の協議が行われ、

平成23年5月16日承認されましたが、その時点で建物が解体されることは推測できたはずである。

1つ、14メートルという承認基準を超える幅の切り下げであるにもかかわらず、組織として高田土木事務所が現場を確認するなどの対応が不十分であったことから、建物解体の予定に気づくことはなかった。

1つ、また、事前の打ち合わせの中で、現場を確認していたのではないかと考えられるが、直接の上司には報告されていない。高田土木事務所管理課内において組織的に必要な意思疎通がなされていないという実態が見え、事務所全体が同様の状態であったものと考えられる。

1つ、高田土木事務所で、意思疎通ができなかったこと、また、所長も、建設リサイクル法まで意識していなかったことから、現場状況の把握の機会を逸した。情報の共有がなされるべきであった。

2番目には、道路法第24条に係る承認申請の取り扱いについてであります。

ここでは、1つ、当該地は、幼稚園、小学校の通園、通学路であり、より慎重な対応がなされるべきであった。

3番目は、道路法第24条、承認工事に係る対応についてであります。

1つ、歩道切り下げ工事完了時においても、工事着手届、工事竣工届が提出されておらず、承認の際に付した条件が何ら効力のあるものとはならず、行政の信頼度、実効性を損ねている。

1つ、竣工に係る検査について。現場での確認は、義務づけられておらず、添付された写真での検証も可能であり、あいまいな対応を生じさせている。

4つ目、平野クレーン工業株式会社、株式会社山崎産業、その他第三者との不適切な事象は見られなかった。

2番目に、アスベスト等の建設資材の適正な処分についてであります。

これにかかわって、ア、平野クレーン工業株式会社についてであります。

1つ、建物の建設や解体に常にかかわりを持ってきたクレーン業者でありながら、アスベストの危険性について関心が低く、また、大きな倉庫に隣接する通学路の歩道切り下げ工事と大規模な倉庫の解体工事を発注しながら、自主的に学校や周辺住民に説明しようとしてこなかったことは、国土交通大臣許可の建設業者として、社会的責任の自覚が低いと言わざるを得ない。

1つ、当時の土木部及び高田土木事務所の職員との不適切な事象は見られなかった。

イ、株式会社山崎産業についてであります。

1つ、建設リサイクル法第13条第1項に基づく分別解体等の方法、解体工事に要する費用、その他の主務省令で定める事項を記載した書面の相互交付、同法第18条第1項に基づく発注者への再資源化等の完了報告義務に違反しており、建設業に係る法令遵守の意識が低いと言わざるを得ない。

1つ、建設リサイクル法第31条に基づく技術管理者の選任とその記録が確認できないこと、同法第33条に基づく解体現場での標識の表示等が確認できないこと、石綿障害予防規則第3条第1項に基づく事前調査に係る記録がないことなど、極めてずさんな業務体制であると判断される。

1つ、●●証人は、6月末までの完了を指示したとしており、工期を優先する余り、仮設シートの設置や湿潤化等の厳正な対応をあえて行わなかったと判断せざるを得ない。

1つ、当時の土木部及び高田土木事務所の職員との不適切な事象は見られなかった。

ウ、県の対応についてであります。1番目に、現場の状況を確認していないことについてであります。

1つ、処分場で処分するまでの間、保管されていたというスレートを確認できず、物的証拠のない本事案において、実態を把握できないものにしてしまったことは、大いに反省されるべきである。

1つ、技術管理課の当時の課長補佐は、保管されているスレートの写真を撮るように、高田土木事務所に指示したと証言し、高田土木事務所の当時の建築課長は、指示を受けた覚えがないと証言しており、内容が食い違ったままであります。

1つ、仮設シートをしなかった理由について、第2回事情聴取において、株式会社山崎産業の●●氏は、通路との間に私有地が少しあったためと回答しているが、現場の状況からは理解しがたい発言であったにもかかわらず、担当者が現場の状況を把握していないため、真意を追及することにはならなかった。

2番目には、事情聴取の取り組みが不足していたことについてであります。

1つ、第1回、第2回事情聴取で、株式会社山崎産業、●●氏の無届けの理由の発言内容は異なったが、内容を追及していない。あるいは提出されたいわゆる届出書等の資料について、内容を確認していないなど、形式的な事情聴取が行われたにすぎない。

1つ、第1回事情聴取で、●●氏が、レベル3の非飛散性のスレートである旨の回答を

し、アスベストに関する情報として共有されることになったけれども、石綿障害予防規則第3条第1項に基づく事前調査の記録を確認していない。

1つ、解体の実態を明らかにするとしながら、解体の工事過程の実態とその裏づけに迫っておらず、建設リサイクル法の関係法令の違反行為に対する行政のあるべき対応が不足している。

1つ、業者も高田土木事務所も経験したことがない規模の建物の無届け解体であり、より慎重な対応が求められるにもかかわらず、形式的に事情聴取に終始しており、総じて、解明しようとする意識が低かったと言わざるを得ない。

3番目には、立入検査の取り組みが不足していたことについてであります。1つ、高田土木事務所は、立入検査に平野クレーン工業株式会社の●●氏のみを立ち合わせているが、同氏が事情をよく理解していないことを把握していたと考えられ、同氏のみを立ち合わせても、解明できるものは少ないことは理解できたはずである。建設リサイクル法違反での立入検査とはいうものの、平成24年9月4日付で行った注意処分を行うための立入検査であり、形式的なものにすぎない。また、1年経過後の立入検査であり、このときで建物の状況等、基本的な事項の把握を行わざるを得なかったことについては、猛省すべきである。

1つ、景観・環境保全センターとの合同検査については、通常、土木事務所に届け出があった場合、センターへ連絡がなされており、土木事務所と景観・環境保全センターとの連携により無届け解体に基づく立入検査として検査も可能であったところであり、アスベストに対して関係部局と連携して対応しようという考えが低かった。

1つ、建設リサイクル法第43条に基づき、営業所等に立ち入り、書類等の点検をすることも必要であった。

1つ、無届事案に係る立入検査というが、無届事案及びアスベストについての重大さの理解が浅く、十分な究明に至っていない。

4つ目は、提出された書類を検査していないことについてであります。報告書や届出書等、当事者に提出された資料について、十分な検証を行っておらず、提出された書類が無意味なものとなっており、行政行為そのものが形骸化していると言わざるを得ない。

5つ目は、事務が大幅に停滞したことについてであります。

1つ、第2回事情聴取後、平成24年5月31日までの約1年間、何ら事務がなされておらず放置されていた。これはこの問題の本質がつかめず、重要性の低い問題とされてい

た。また、建設リサイクル法のみならず、建設業法、建築基準法、石綿障害予防規則違反についての意識が低い状態にあり、土木事務所内での問題意識も十分でなかったのではないかと考えられる。

1つ、平成24年3月、予算審査特別委員会で取り上げられ、当時の土木部として十分認識できたにもかかわらず、部として組織的な対応はできていなかった。

1つ、対応をおくれさせたことは、当該業者のみならず、奈良県の土木行政全般にわたり悪影響を及ぼしたのではないかと懸念され、信頼回復に全力を挙げて取り組むべきである。

6つ目、実効性の低い処分であったことについて。1つ、建設リサイクル法は、直罰主義である。本事件は、無届けで解体工事が完了しており、解体途中で行政指導を行い、是正させる場合とは意味合いが異なる。

1つ、建設リサイクル法違反に関し、平野クレーン工業株式会社及び株式会社山崎産業を行政指導に基づく文書処分をしているが、株式会社山崎産業は、処分内容を記憶していない状況であり、改善に導く処分とはなっていない。

7つ目は、関係する部局間との連携についてであります。

景観・環境保全センターとの合同検査については、通常、土木事務所から景観・環境保全センターへの連絡がなされている。従来より、土木事務所と景観・環境保全センターとの連携により、立入検査として検査できたところであるが、アスベストに対して関係部局と連携して対応しようとする姿勢が不十分であった。

8つ目は、アスベストに関する危機意識が低いことについてであります。

1つ、レベル3という情報を検証せずに、共通情報としていたこと。保管されていたとされるスレートを確認していないこと、手ばらしで破碎されずに処理されたという業者の供述をもって法的に問題なしとしていることは、何ら県として確証に立脚せず、根拠のない論理でしかない。

1つ、8トンものアスベスト含有スレートが処分されようとしていたにもかかわらず、レベル3という情報のみをもって判断したために、適正な対応ができていなかった。

1つ、解体工事現場は、幼稚園、小学校の通園・通学路に沿っており、たとえレベル3であっても、健康、安全対策のための防じんシートの設置による飛散防止措置、湿潤化など、万全を期すべきところであり、県においてもこの視点が見られない。

1つ、現場確認の不足、事情聴取の取り組み不足、立入検査の遅滞、部局間連携の不足、

健康安全対策の不足等々、アスベストに対する危機意識が低いと言わざるを得ず、奈良県のアスベスト行政の実態を露呈しており、猛省を促す。

9つ目は、平野クレーン工業株式会社、株式会社山崎産業、その他第三者との不適切な事象は見られなかった。

そこで、当委員会としての対応（案）でございます。1番目に、当委員会において、正当な理由なくして出頭請求に応じなかった平野クレーン工業株式会社代表取締役について、県議会は、地方自治法第100条第9項に基づき、告発することを求める。

2つ目、県に対して次の事項を求める。

ア、今回の事案は、国土交通大臣許可の建設業者が、建設リサイクル法第10条第1項、第13条第1項、建設業法第19条第1項に違反した悪質な事案であり、委員会としては告発すべきものと判断する。よって、建設リサイクル法を所管する部局においては、このことを考慮し厳しく対処すること。

イ、法令遵守を徹底させるため、関係する業者の業務または工事施工の状況について点検し、厳正に対処すること。特に、株式会社山崎産業は、多数の法令違反があり、従前より解体工事がずさんな状態で行われていたと考えられるので、建設リサイクル法第37条に基づき検査をし、法令遵守を徹底するよう指導を強化すること。

ウ、アスベスト問題は、組織全体の問題として取り組むこと。そのために、職員に対して研修を実施するとともに、常に関連する情報を共有し、部局横断的なマニュアルを作成して、迅速に対応できる仕組みをつくること。

エ、職員が、確実に業務を遂行するために、業務遂行体制を見直し、県行政の信頼性の向上に努めること。

1つには、土木事務所各課を通じて、情報の共有、連携の強化を図ること。

1つ、本事案を県の組織全体の問題として取り組み、確実な業務遂行を行うこと。

1つ、検査については、目的を明確にし、諸法令に規定する手法を駆使して、所期の目的を達するよう取り組むこと。

オとして、本事案を踏まえ、悪質な事象については、予防的意味を込めて厳正に対処すること。

カ、本事案に係る職員の対応で、不明確な点、あるいは事務処理の不十分な点について、引き続き調査し、適正に対応すること。

キ、最後に、今後このような事案が発生することのないよう、職員並びに所管する建設

業者に対して、建設リサイクル法等、建設工事に係る法令等の周知徹底を図ること。

先ほど、委員長から報告のあった8番、出頭拒否の経緯、それから調査経費については、前回報告したとおりです。平成24年度予算において100万円、あるいは平成25年度においては50万円とするという、なお、追加調査費はなしということで、当委員会の対応についてご説明を申し上げました。

**○井岡委員長** それでは、ただいま副委員長から説明していただきましたが、このことについてご意見等がありましたら、ご発言願いたいと思います。

**○太田委員** 先ほどの報告にもありましたけれども、今回、とりわけ県や事業所などのいろいろなさんな対応はわかったのですけれども、とりわけこの株式会社山崎産業にしまして、当初リフォーム改修だと思って届け出していなかったと。土木事務所から指摘されるまで解体とはわからなかったという発言、これは理解しがたいということで、ここにまとめてあるのですけれども、ここに象徴されますように、今回、この解体に関しては、何か都合があつて隠そうとしていたのではないかと。こういういろいろ疑惑は残って、いろいろ事実関係はわかったのですけれども、その真実の部分、核心の部分が、この委員会ではよくわからないという状況で、今に至っていると思うのですけれども、ここは何らかの核心に迫る対応といたしますか、この状況で終わっていいのかという疑問があるのですけれども、その点、どうですか。

**○山下副委員長** その点について、今説明を申し上げました資料1の16ページ、株式会社山崎産業についての委員会の判断というところで、ぼつの4番目、仮設シートの設置や標識の掲示もなく、一切の写真や記録を残さず、一貫して無届けのまま解体工事を行ったものであり、工期を踏まえ、意図的に行われたのではないかと思われる。これについては、きょう、皆さんのお手元に証拠として提出しています資料、番号28の証拠、要するにことしの3月に、もう既にこの事案で問題にされております倉庫の西に存在しておりました残った倉庫を解体しました。その解体に至る手続が、このような段階でこわされたと詳しく書いています。察すれば、この手順で、あの大きな倉庫の解体をしたとしたら、多分、6月末と設定されておった工期に間に合うかどうか疑わしかったのではないかと思われます。210平方メートルの倉庫の解体に、これぐらいの手順を追って、1,440平方メートルの経験したことのない大型の建物の解体について、やはり焦ったのではないかと考えているところがございます。それが16ページのような表現になっていることについて、確認していただきたいと思います。

○太田委員 そうしますと、これまでここで、株式会社山崎産業から証言を聞いたわけですが、その証言が違ふものになると、ここに基づく内容とは違ふものになることになってくると思うのですけれども、そうなりますと、事実でないことをここで発言されたということにはならないのでしょうか。

○井岡委員長 それは、発言も検証しましたけれども、今この工期のことも含めて、あいまいな証言と思いますが、はっきりと証言を言われていませんので、委員会としては、証言を全部信用したということになりますので、それ以上追及することもできないし、この百条委員会では出ていないので、これ以上もう、不可能かと思っておりますけれど。

○山下副委員長 そのことにかかわって私から補足させていただきたいと思えます。

私個人といたしましては、株式会社山崎産業を偽証罪で告発したいという思いを持っておりました。弁護士にも相談いたしました。しかし、株式会社山崎産業の関係者の証言がころころ変わって、定かなものになっていませんから、何が偽証で、何が本心なのか、このところを見定める材料が乏しい。しかし、この工期について不安があったのではないかというのは、平野クレーン工業株式会社の●●証人が、やはり契約するとき、借りておった王寺町の置き場を6月末に取り払わなければならない、そこを出なければならないということは言っておりますと。6月末までに仕上げるということは、注文として発注者から出されていると証言が、この場でもなされましたので、その可能性がやはり一番高いかと判断したところであります。

○太田委員 そうしますと、株式会社山崎産業に対しては、県の処分ということで、この報告によりますとそういう対応にとどまるという、こういうことになるということですか。

○山下副委員長 処分を求める根拠、偽証罪がちょっと無理だということになりますと、別のところに書いてあります、資料1の20ページを見てください。県に対して次の事項を求めるというところで、イのところですか。法令遵守を徹底させるため、関係する業者の業務または工事施工の状況について点検し、厳正に対処すること。特に、株式会社山崎産業は、多数の法令違反があり、従前より解体工事がずさんな状態で行われたと考えられるので、建設リサイクル法第37条に基づき検査し、法令遵守を徹底するよう指導を強化すると。これは、当事件にかかわりなく求められる事項でございますので、このところの条項を駆使して、特別に株式会社山崎産業のこれまでの業務内容を点検すべきであると、こうつけ加えているところであります。

○井岡委員長 ほかにご意見ございませんか。

○川口委員 あのね、ご苦労さん。すべてまとめていただいたわけですがけれども、この見解で、この百条委員会の当初設置にかかわっての主たる課題ですか、そういうものも提起をされておられる。だから、提起をされている提案された主たる課題にかかわってこの委員会は答える、やっぱり答え方でなければならないのではないかというのが、私の意見です。

加えて、冒頭、副委員長からの提案もあったわけですがけれども、この委員会設置までに、県の行政側が、もう既に業者を呼んではしなかつたらうとは思いますがけれども、行政内部の県の対応にかかわっての、やっぱり手ぬるさ、いわば問題、そういうものを一応調査し、それらへの反省を一応示していると。その内容にかかわって、この委員会において、おおよそ、若干の違いはあるにしても、基本的な方向としては、県の側もこの委員会も、反省すべき指摘している内容は同じものであると思うわけです。

そこで申し上げるわけですがけれども、この委員会設置にかかわって、委員は疑問を感じたら知らなければならないという、当然のことであるとは思いますが。そこで、この委員会、これ6回目ですか、委員会を設置したこの委員会の成果が一体何なのかと。私は言ったし、他の議員も思っておられると思うのですがけれども、常任委員会なり、特別委員会で、この委員会で協議をされた内容は十分にこなし得たのではないかというのが私の感想です。ついでに、今後、この種の内容が出てきた場合には、皆百条委員会でかけるのかどうなのかという課題にもかかわり合いを持ってこようと、私どもは思うわけです。そういった内容についても、やはり明確に示す必要があると思うわけです。

いずれにしろ、第三者の介入、これは鳴り物入りで宣伝されたわけですね、鳴り物入りで、第三者、政治の介入があったのではないかと。これが一番のポイントだったと思う。それから、土地が動いた。だから、公のかかわり合いで土地が動いたのだったら、やはり追及の範疇に入るとは思いますけれども、民と民との取引の関係を、いわば行政なり議会が、果たしてタッチできるのかどうなのかという疑問が当初から示されておったと。これらの内容についてやっぱり明確に示さなければならない。領域内の、権能外の内容まで振りまいた形でこの委員会の設置をされた経緯、経過というものを私は思い起こしているわけです。そういう意味で、大山鳴動、そういう印象を免れないのではないかと、こう私は思っているわけです。

そういう意味で、今後の議会の諸課題にかかわっての運営のありよう、あり方にかかわっても、やはり何らかの、この委員会としての見解をまとめるべき必要があるのではない



ログラム、8トンものそうした石綿スレートを手ばらしで放しているときに問題はないのかということについて、行政の責任者がよく実態がわかっていない。手ばらしするとき、何かの間違いで粉々になったらどうするのですか、どうなるのですか、レベル3じゃなしに、レベル2にも1にもなりますと、証言で答えておりました。そんな実態について、現実をよくわからない行政マンとの問題で、さらにこれからのマニュアルをどうつくっていくか、有効なマニュアルはなかったのですから。そういうことも含めまして、アスベストに係る県の対応について、厳正に対応するように求めてまいる、そういう根拠ができたのではないかと考えています。

○井岡委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

○岩田委員 この報告書、本当によくまとめていただいているので、そもそも、先ほど川口委員も言われましたが、私もこの一件について、百条委員会がどういう思いで設置されたのかといいますと、一番大きなのは政治介入やいろいろがなかったのかどうかということが、何か大きな問題のように思っております。ところがそれは何もなかったという報告がありますけれど。

そもそも、昨年の9月の決算審査特別委員会で、山下副委員長からこの問題を取り上げられて、僕の記憶では、知事が調査の委員会をつくってするというので、建設委員会で、私も建設委員会に入れてもらっているのですけれども、その報告書を建設委員会で提出されて、そしてそのときに委員長は何もございませんかと。私自身は、この報告書を見てこれで納得をしておりましたので何も意見を言いませんでしたが、あ那时的記憶では、ほかの人もだれも意見を言われなかった。それで終わって、そしてすぐにこの問題についての百条委員会を設置するということをやるかやらないかで、県議会で設置するとなったわけですが、私自身は、常任委員会でこうして報告されたのに、私もここへ持ってきておりますけれど、この内容についてそのときにいろいろ意見も出ないのに、何ですぐ百条委員会を設置したのかと。普通はもっと、県も調査委員会をつくって報告をしているのだから、だからこの問題、常任委員会でもっとやって、これで常任委員会ではちょっとしんどいな、これは百条委員会を設置しなければいけないということから進むのが普通かと思うのですけれど、それはそうでなかったということが、私自身、ここへも入れてもらっているけれど、何かもっと常任委員会でやらないと何だかというのと。

それと、きょうまでの調査の結果、私も建設業でやってきましたので、この歩道の切り下げについては、大体土木事務所で、大型店舗とかいう場合は、現地に行って、私の想像

ですけれど、開発する人と、また、土木事務所の担当者がいろいろ大きな出入り口の場合は現場でやるべきだったら、個人の届け出とかいうものは、書類だけでやっている感がきょうまであったように思われます。この委員会では、やはり近くに学校もありということからいいますと、これからどんな小さな歩道切り下げであっても、この委員会として結論的に行政に対して、必ず、やはり現場へ行ってすることを指導するとか。

そして、この届け出の話ですけれど、建設リサイクル法で、昨年も無届け違反が3件、きょうまでに、過去8件ほどあります。そんな中で、大体1年に届け出件数が1,400件ぐらいあるわけです。その中で、建設リサイクル法では、解体業者が届け出をすると。

ところが、本当を言うたら、解体業者が届け出だけでは、自分の家を解体、自分の持ち物を解体する場合はそれで実際はいいのですけれど、発注者が届け出る義務があるということは、解体をする場合はそこに発注者の委任状をつけるとか、そういうことが法律上なかったらあかんけれども、今まで県の行政1,400件をいろいろ聞いていますと、発注者の委任状をつけずに、解体業者が届け出をするだけで受けているのが多いわけです。だから、僕はこれからこれをいい機会に、必ず解体届は解体屋が持ってきたとしたら、これは、あなたが第三者から発注を受けている場合は委任状が要りますよ、もしくは、あなたのものでなしに発注者の届けが要りますよということを、これは本当にいい機会で徹底をしないとイケない。

今まで職員自体も1,400件あるけれど、ほとんどそうじゃないわけです。これだけ、例えばこの3件の人、この3件も吉野でもあるのですけれど、例えば個人の人が、家を建てかえしようと思った、そして倉庫を建てかえしようと、解体業者をお願いする。解体業者は何もかも、手続もみんなやってもらっているものだというのが一般的です。ところが実際は、その発注者が届けをしないとイケないというのが今の建設リサイクル法です。それ、今まで土木事務所もみんな、はっきり言うて解体届、業者だけのものを受け付けたり、そして、これを機会に発注者が届け出をしないとイケないということを、やっぱりいろいろな機会に県民に知らすということも大きな今回の問題の結果ではなかるかという思いと。それと、県のこの届け出の中に、きょうも手ぬるかったという中で、全国で届け出をしなかったのが告発した事例がないということもあって、いざ告発しても本当に裁判で維持できるのかどうかということもあって、今回、調査委員会という県がやった、もう今やめられたけれど、稲山副知事が筆頭にやられたものは、いろいろ調査の結果、嚴重注意といえますかそれで終わった。

今回、この百条委員会という法的なものの下でやって、出席をしなかったと。何回呼んでも出席しなかったのは告発できるということがありますが、それに対してどうするかということぐらいで、後のことは私は、やはりこれからのいろいろな教訓、そしてまた建設委員会でこの報告書のときに何も言われずにすぐ百条委員会に行ったということも、私はもうもともと何を主たるものかという思いをずっとしているわけです。私はそんな思いをしています。私の意見として。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○浅川委員 私の意見を述べたいと思います。

今、岩田委員も言われましたけれど、非常に建設的な意見でよかったのかと思いますが、実は私はこれ、やはり百条委員会があったからこのような意見も出てきたのかと思うのです。実際、この百条委員会、私は大変有意義であったと思います。

ただ単に県から、非常にずさんな対応であって、これから改めると、ただこれだけの報告では、その内容については、オープンにならないわけです。なぜこのようなことが起こったのか、これやはり、はっきりと解明するというところに、僕は、大変意義があったと思うし。ただ、百条委員会の限界といいますか、先ほど言われた株式会社山崎産業についても、実際は非常に疑問が多く残ったと思います。ただ、それについてこれ以上、それを明らかにするということは、やはり百条委員会の限界だと思うのです。ただ、だけれどおかしいということやはり、これも明らかになったということで、いずれにしても尽きるのは、県がちゃんとした対応をしていればこういうことにはならなかったと。これは当然のことです。これも当たり前のことであって、県がきちんと対応していたら、こんな写真から何から全部押さえて、アスベストの問題についてもきちんと認識を持ってこういう対応をしていれば何の問題もなかった。もし何らかの政治介入とか、不正とかそういうものがあっても、それは当然防ぐことができたはずで。だからそういうことを含めて、ある意味、その辺が、県がなめられていたというか、県がそういう対応をしなかったということで、そういう疑問が残ることもあるのではないかとともになるわけでありまして、そういうことではこういうふうに皆さんと一緒にしっかり議論し、しかも多くの証人の人たちからお話を聞いたということは、大変参考になったと思っています。そういう意味では非常に有意義であった、このことを私の意見として述べておきたいと思います。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

なければ、またご意見等がございましたら、6月17日月曜日までに事務局議事課に申

し出てください。

なお、次回の委員会では、これらの意見、きょう出ました意見を踏まえて、最終案について協議を願いたいと思います。

次に、今後の進め方についてですが、調査報告書については次回の委員会で取りまとめたい、最終取りまとめをしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その他の事項に入りますが、何かございませんでしょうか。

なければ、次回の開催ですが、6月24日月曜日、午前10時30分から開催いたしますので、よろしくお願ひします。

これで本日の委員会を終わります。ありがとうございました。